

日時: 10月2日(日)

10:00~15:00 (受付終了14:00)

会場:アイーナ(受付:7階711号)

内容:弁護士、特定社労士、県労働委員会委員などが

パワハラ、いじめ・嫌がらせ、解雇、賃金引下げなど

労働問題全般の相談をお受けします。

◎完全予約制ではありませんが、できれば事前予約をお願いします。

予約電話番号:0120-610-797(岩手県労働委員会事務局で承っております)

相談会に来られない方はお電話で!

10月2日(日) 9:00~16:00 000120-980-783

携帯電話からは019-604-3002

(岩手労働局の職員が応対します。)



相談無料

「 岩手労働相談・個別労働紛争解決制度関係機関連絡協議会」主催 岩手弁護士会、日本司法支援センター岩手地方事務所(法テラス岩手)、岩手県社会保険労務士会 岩手県労働委員会、岩手県商工労働観光部雇用対策·労働室、岩手労働局

「パワーハラスメント」って何ですか?

「職場のパワーハラスメント」とは

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの 職場内の優位性*を背景に、業務の適正な範囲を超えて、 精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。

> ※上司から部下に行われるものだけでなく、 先輩・後輩間や同僚間などの 様々な優位性を背景に行われるものもある。

こんな行為をされたら、パワハラです。

1 身体的な攻撃



叩く、殴る、蹴るなどの暴行を受ける。 丸めたポスターで頭を叩く。

2精神的な攻撃



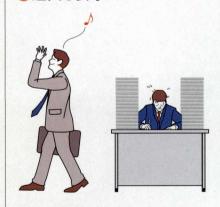
同僚の目の前で叱責される。 他の職員も宛先に含めてメールで罵倒される。 必要以上に長時間、繰返し執拗に叱る。

①人間関係からの切り離し



1人だけ別室に席をうつされる。 強制的に自宅待機を命じられる。 送別会に出席させない。

△過大な要求



新人で仕事のやり方もわからないのに 他の人の仕事までおしつけられ、 同僚は、皆先に帰ってしまった。

6過小な要求



運転手なのに営業所の 草むしりだけを命じられた。 事務職なのに倉庫業務だけを命じられた。

⑥個の侵害



交際相手について執拗に問われる。 妻に対する悪口を言われる。

何が業務の適正な範囲を超えるかについては、業種や企業文化の影響を受けるため、各企業・職場で認識をそろえ、その範囲を明確にすることが大事です。 ※①~⑥は、パワハラに当たりうるすべてを網羅したものではなく、これら以外は問題ないということではない。